

奈良県告示第百三十七号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

令和二年七月十七日

奈良県知事 荒 井 正 吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
成清 道博	社会福祉法人恩賜財団済生会御所病院	御所市大字三室二〇番地	外科（ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害）	平成三十年三月三十一日
三城 弥範	医療法人藤井会香芝生喜病院	香芝市穴虫三三〇〇番地三	消化器外科（ぼうこう又は直腸機能障害）	平成三十年六月三十日
島田 健永	医療法人藤井会香芝生喜病院	香芝市穴虫三三〇〇番地三	循環器内科（心臓機能障害）	令和二年四月三十日